

	藤枝市	旧岡部町
地域指定年度	昭和46年度	昭和47年度
計画策定年度	昭和49年度	昭和48年度
計画見直し年度	平成1年度	昭和55年度
	平成7年度	平成8年度
	平成15年度	平成16年度
	平成21年度	
	平成26年度	

藤枝市農業振興地域整備計画書

平成30年10月

静岡県藤枝市

目 次

第1	農用地利用計画	1
1.	土地利用区分の方向	1
(1)	土地利用の方向	1
(2)	農業上の土地利用の方向	3
2.	農用地利用計画	6
第2	農業生産基盤の整備開発計画	7
1.	農業生産基盤の整備及び開発の方向	7
2.	農業生産基盤整備開発計画	7
3.	森林の整備とその他林業の振興と関連	8
4.	他事業との関連	8
第3	農用地等の保全計画	9
1.	農用地等の保全の方向	9
2.	農用地等保全整備計画	9
3.	農用地等の保全のための活動	11
(1)	農地の有効利用	11
(2)	遊休農地の発生防止	11
(3)	中山間地域等直接支払制度等の活用	11
(4)	鳥獣等被害対策の推進	11
(5)	多面的機能支払制度の活用	11
4.	森林の整備その他林業の振興との関連	12
第4	農業経営の規模拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	12
1.	農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	12
(1)	効率的かつ安定的な農業経営の目標	12
(2)	農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	17
2.	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	18
(1)	地域農業集団、農業生産組織の育成対策	18
(2)	農用地の流動化及び集積対策	18
(3)	農作業の受委託の促進対策	19
(4)	地力の維持増進対策	19
(5)	市民農園及び観光農業による振興対策	19
3.	森林の整備その他林業の振興との関連	19
第5	農業近代化施設の整備方向	20
1.	農業近代化施設の整備の方向	20
2.	農業近代化施設整備計画	21

3.	森林の整備とその他林業の振興との関連	21
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	21
1.	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	21
2.	農業就業者育成・確保施設整備計画	22
3.	農業を担うべき者のための支援の活動	22
4.	森林の整備とその他林業の振興との関連	22
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	22
1.	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	22
2.	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	23
3.	農業従事者就業促進施設	23
4.	森林の整備とその他林業の振興に係る事業との関連	23
第8	生活環境施設の整備計画	24
1.	生活環境施設の整備の目標	24
(1)	安全性	24
(2)	保健性	24
(3)	利便性	24
(4)	快適性	24
2.	生活環境施設整備計画	25
3.	森林の整備とその他林業の振興との関連	25
4.	その他の施設の整備に係る事業との関連	25
第9	付図	

第1 農用地利用計画

1. 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア. 土地利用の構想

本市は、静岡県のおおよ中央に広がる、志太平野の東部に位置し、県都静岡市の南西約 20km に位置し、北東は静岡市、南は焼津市、西は島田市に接している。市域は東西約 16km、南北約 22km で、総面積は 194.03 k m²である。

地形は南北に長い菱形で、北から山間・丘陵・平坦の三地域に区分でき、瀬戸川と朝比奈川が縦断している。北部を中心とした山間部は赤石山系の南稜に連なり、主峰高根山(標高 871m)を中心に急峻な山々が肩を並べ、その大部分は森林であり、一部山あい茶園が開けている。続く丘陵地は標高 300m 前後の山が南に広がり、急傾斜地の山腹に階段状の畑が造成され、みかん・茶・たけのこが栽培されている。平坦地は肥沃ないわゆる志太平野で形成され、水田地帯となっている。

気候は年間平均気温 17℃前後で、2月でも平均気温 5℃としのぎやすい。年間平均降水量は 2,400mm 前後と温暖多雨で、冬期においても降雪は北部山間地にまれに見られる程度であり、年間を通して日照時間も比較的多く、作物の生育に適している地域である。

人口及び世帯数は、平成 22 年国勢調査において 142,151 人、49,658 世帯であり、人口伸び率は平成 22 年/平成 17 年で 0.1%と横ばいで推移している。平成 32 年における人口予測はおおよそ 144,000 人(56,950 世帯)で、今後も微増するものと推測される(数値は第 5 次総合計画基本構想に基づく)。

就業人口は 70,812 人(平成 22 年国勢調査)で、産業(3 部門)別就業者数では第 1 次産業から第 2 次・第 3 次産業への移行が進み、農業就業人口は平成 12 年から平成 22 年の 10 年間で、3,937 人から 2,910 人へと 26%減少している。他産業への就業による後継者不足や、農業従事者の高齢化の進行により、今後さらに農業就業者が減少していくことが懸念され、深刻な問題となっている。

農業振興地域は、都市計画法に基づく市街化区域(2,276ha)を除いた地域とし、その面積は 17,127ha の区域で、このうち 3,206ha の農用地を確保して、それぞれの作物別農業振興策により農業の近代化・農業経営の安定化を図っていく方針である。

農用地については、農産物の供給の機能に加えて、農業生産活動を行うことによってもたらされる国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成など多面的機能を発揮していくため、優良農地の保全や遊休農地の活用を進める。また、農業生産基盤の整備を促進するほか、農地中間管理機構を活用した農地流動化や農作業の受委託の促進により、営農の集団化や担い手の経営規模の拡大の促進など様々な対策を実施する。これにより、農業の生産性を高めながら保全・活用につなげていくとともに、担い手の確保を進めて農用地の適正な維持・管理を図る。

遊休農地については、新たな発生の抑制に努めるとともに、地域に適した作物の導入、新東名高速道路利用者をターゲットとする市民農園・観光農園などによる都市農村交流など、多様な手段を通して、農地としての再生・活用の検討を進める。

また、都市的土地利用への転換については、優良農地の確保を基本とし、地域農業の振興や周辺農地への影響等を十分留意した上で、無秩序な土地利用転換は抑制することとする。新東名高速道路藤枝岡部 IC 周辺は、都市化・工業化が進展していくと予測されるため、非農地の生み出しについては、「第 5 次藤枝市総合計画」や「第 3 次藤枝市国土利用計画」等との整合性を図りながら総合的、計画的に進める。

単位：ha・%

区分 年次	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地・工業用地・その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (H25)	3,226	18.8	12	0.1	11,186	65.3	2,703	15.8	17,127	100.0
目標 (H35)	3,206	18.7	20	0.1	11,186	65.3	2,715	15.9	17,127	100.0
増減	△20		8		0		12		0	

イ. 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本市の重点作物である茶、水稲、みかん、野菜、たけのこ、施設園芸等の生産振興を図るため、本地域にある現況農用地 3,226ha のうち、a～c に該当する農用地について農用地区域を設定する方針である。

a 集団的に存在する農用地

団地規模が 10ha 以上の集団的農用地

b 土地改良事業又はこれに準ずる事業(防災事業を除く)の施行に係る区域内にある土地

農業用排水施設の新設又は変更(いわゆる不可避受益地を除く)、区画整理、農用地の造成(昭和 35 年度以前にその工事に着手した開墾建設工事を除く)、埋め立て、客土、暗きょ排水、深耕、れきの除去、心土破碎、床締め、切り盛り等の土地基盤整備事業を実施又は計画した農地とする。

c 農業振興上、市が必要とする農用地

a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地が農業上の利用を確保することが必要である土地。

- ・ 地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地
- ・ 国及び県が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地
- ・ 農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
- ・ 多面的機能の維持・発揮を図るために確保する必要がある農地
- ・ 周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地
- ・ 農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の担い手の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該担い手に集積することによって経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地。

ただし、c の土地であっても、次の土地については農用地区域に含めない。

- (a) 集落内に介在し、今後、農用地として存続していくことが困難と認められる農用地
- (b) 山林等に介在する農用地など、自然的な条件から見て農業の近代化を図ることが困難な土地
- (c) 市の施策上、農地以外の土地利用が必要であることが整理されており、他に代替すべき土地がない場合（実施が確実なものに限る）

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

農業振興地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び比較的大規模な土地改良施設用地について、農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

農業振興地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び2ha以上の農業用施設用地について農用地区域を設定する。

(エ) 現況森林、原野についての農用地区域の設定方針

現在、事業実施中または調査計画中の区域内の森林・原野等については農用地区域に設定する。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア. 農用地等利用の方針

本市は明治以前より茶の生産地・集散地として著名であり、現在でも茶が農業産出額の1位を占めている。そのほかに、気候及び市場条件に恵まれ、米・みかん・たけのこ・いちご・花き・畜産など多様な作目構成を有し、県内でも先進的な農業地帯を形成している。今後も気候や立地を活かした土地利用を積極的に進め、優良農地の確保及び有効利用と生産性の向上を図るため、次のような施策を展開していく。

茶園については、農地の流動化等を効率的に進める生産基盤づくりを促進し、意欲ある農家への集積を進め経営の安定化を図る。また、茶の改植、土壌改良の促進、藤枝市独自の品種「藤かおり」や玉露、かぶせ茶、てん茶に対する振興・支援により、特色のある産地形成を図っていく。

柑橘園については流動化を推進し、あわせて小規模な基盤整備を行い、管理機械の導入等により、低コスト・省力生産の推進を図る。また、優良系統への更新を図り、高品質みかんの栽培を推進して、農地の高度利用を図る。

水田については、農地の流動化、農作業の受委託及び共同化を促進し、経営規模の拡大を図るとともに、稲作とトマト、枝豆等の転換作物を組み合わせた営農体系を確立する。また、地域住民と都市住民の交流を目的とした市民農園、観光農園や農業公園の整備等による農用地の効率的な利活用を進めるとともに、農業集落排水事業等の導入により集落環境の整備を図る。

農地の有効活用については、優良農地の確保に努めるとともに、遊休農地の解消を推進し、農地中間管理事業等を活用して農地の流動化を積極的に進め、農地の集積・集約化を図る。

農用地区域内における用途別面積は、次表のとおりである。

単位：ha

区分 地区	農用地			採草牧草地			混牧林地			農業用施設			計			森林 原野 等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
全域	2,395	2,385	△10	—	—	—	—	—	—	3	11	8	2,398	2,396	△2	0

イ. 用途区分の構想

■瀬戸谷地区（主な振興作物：茶）

市の最北部に位置し、瀬戸川沿いの平坦部に集落と水田が点在するが、地形は概ね山間地であり、その農用地のほとんどは樹園地で、主に茶が栽培されている。主産業である茶は特徴的な気象条件の下、有機茶等の販売が展開され、意欲的な生産者も見られる。

傾斜地の樹園地が多く、一部圃場では基盤整備も実施されたが、その他の圃場においては事業実施が進まないのが現状である。また、高齢化により急峻な農地での作業は負担が大きく、営農非効率なため遊休農地が拡大している。

今後は、特色のある茶などに合致した園地条件の整備や、農道の整備などを実施し茶業の推進を図っていく。

■稲葉地区（主な振興作物：茶、みかん、たけのこ）

市中央部の北西に位置し、地区内の中央を瀬戸川が流れ、その沿岸に集落と水田が広がり、それを取り囲むように隣接する傾斜地の農用地では、茶、みかんなどが栽培されている。

市街地に隣接している利便性を活かし、都市部への野菜・果物等の日常消費に必要な農産物生産により都市との交流を図り、6次産業化、農商工連携を推進する。

農業生産性向上を図るため、農道網の整備と作物に合致した園地整備を促進する。

■葉梨地区（主な振興作物：茶、水稻、輸出みかん）

市中央部の北東に位置し、北部地域の2級河川葉梨川沿いでは稲作、傾斜地では茶、みかん栽培が主で、市内で唯一輸出みかんが栽培されている。南部地域は都市化の進行が進んでいるものの、水田も広がり、低丘陵地の斜面では茶、みかんが栽培されている。

今後、産地化されているみかん栽培は青島温州を中心とした品質の高位平準化を目指し、海外輸出みかんのさらなる輸出振興を図る。また、南部地域での水稻栽培では周辺の環境に配慮した農業を行う。

■広幡地区（主な振興作物：水稻、水稻作業受託）

市の東部に位置し、地区の中央を朝比奈川、葉梨川が流れ、国道1号線、県道島田岡部線、焼津森線が走り、南部隣接地には東名高速焼津ICがあり交通の便に恵まれている。地区内の北東部に工場が密集し、北部、南部地域の農用地は水稻栽培が中心となっている。南部水田地帯は、大井川用水の整備により水利には恵まれ、安定した水稻栽培が営まれている。

今後は、交通の便もよいことから、非農業的土地需要の増加が見込まれるため、調整を図り、優良農地の確保に努め、優良水田地帯として水稻栽培の振興を図っていく。

■西益津地区（主な振興作物：水稲、花き、施設園芸）

市中心部の東方に位置し、北側の県道島田岡部線、南側の瀬戸川に挟まれ、地区内の農用地は水稲栽培が中心となっている。一部に、花き・トマトなどの施設園芸も盛んに行われている。

土地改良整備事業も実施され、大井川用水により水利は安定的に確保できることから、優良農地として農業振興を図り、消費者に直結する施設園芸は直売所の利用など販路拡大を図っていく。

■藤枝地区（主な振興作物：茶、みかん、野菜）

本市中央部に位置し、瀬戸川、国道1号線、県道島田岡部線に囲まれた地域で、平坦地のほとんどが市街地となっており、農地は北西部の丘陵地で樹園地が展開し、茶・みかんが栽培されている。

市街地が大半を占めるが生産物は直接の消費が期待できることから、日常生活に必要な果樹・野菜の供給が図れる農業の展開を推進する。

■青島地区（主な振興作物：水稲、施設園芸）

市の中央西側に位置し、地区中央部をJR東海道線、県道島田岡部線が通過し、JR藤枝駅を中心に住宅地・商業地が形成され、地区南西部に水田が広がっている。

地区内の水田は土地改良事業が実施されており、大井川用水により水利は安定的に確保できることから、水稲を主体に持続的農業の推進を図る。

■高洲地区（主な振興作物：水稲、水稲作業受託）

市南東部に位置し、JR東海道線・新幹線・東名高速道路が通過、JR藤枝駅、西焼津駅にも近接し、交通の利便性も良好なことから区域の西側は市街化が進み、北側は多くの工場が進出している。地区全体が大井川扇状地に含まれていることから東側は水田が広く展開し水稲栽培が行われている。

大井川用水により水利は安定的に確保されているが、都市化により個々の農家による水稲栽培は非効率化していることから、農業生産法人や担い手への土地集積を図り、優良農地の維持継続を図る。

■大洲地区（主な振興作物：水稲、施設園芸、露地野菜、水稲作業受託）

市南西部に位置し、南側に大井川、中央に栃山川が流れる扇状地であり、水田地帯が広がっている。大井川の洪水対策として建てられた舟形屋敷（三角屋敷）が多く点在し、宅地と混在化されている地域でもある。

農地のほとんどが水田で、大井川用水の整備も進んでいることから水稲栽培の中心地帯として、農業生産法人や担い手への土地集積を図り、優良農地の維持継続を図る。一方でいちご、野菜などが栽培され水稲作業受託との複合経営も見られることから、消費地への販路拡大を図っていく。

■岡部地区（主な振興作物：茶、たけのこ、みかん）

市東北部に位置し、中央部を2級河川朝比奈川が流れ、新東名高速道路、国道1号線が通過している。朝比奈川流域の斜面地では茶・みかん・たけのこが栽培されており、「朝比奈玉露」が栽培される茶園は日本三大玉露の産地であり、抹茶の原料「てん茶」の生産も盛んに行われている。

こうした「特色ある茶栽培」は、時代の変化と共に緑茶消費量が衰退する中、最も期待できる茶産業と言えることから、効率的な園地整備により生産性の高い茶業を目指していく。

ウ. 特別な用途区分の構想

該当なし

2. 農用地利用計画

別記の通りとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1. 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市においては、山間地域では茶及びみかん、たけのこ、平坦地域では水稻、トマト、レタス、イチゴ、花き等を主体とした農業が営まれており、生産効率向上のため、生産基盤の整備が必要である。

山間地については労力の軽減と経営の合理化を図るために、栽培条件の良い農地の集積、機械化の促進を図るとともに、主要農道等の生産基盤の整備・拡充を推進していく。

平坦地については、これまでにほぼ全市的に基盤整備が行われていることから、今後は栽培条件の良い優良農地を重点的に再整備していく。特に、高度利用を図るために必要となる広域的な水利施設（用排水路や水門など）の整備を推進していく。

2. 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
かんがい排水	かんがい排水用水路 一式	大洲・高洲・青島・西益津・藤枝・広幡	7,450 (861)	1	H11～H28 国営農業用水再編対策事業 (地域用水機能増進型) (大井川)
農道整備 かんがい排水	農道 2,141m 用排水施設 4箇所 その他 1式	葉梨	79	2	H20～H28 県営中山間地域総合整備事業 (葉梨西北)
かんがい排水	用排水路 1,487m	西益津	34	3	H23～H28 県営ため池等整備事業 (六間支川)
農道整備	農道 1,767m	葉梨・朝比奈	579	4	H24～H28 県営基幹・一般農道整備事業 (葉梨朝比奈 4期・5期)
かんがい排水	用水路工 2,261m	大洲	246	5	H25～H28 県営基幹水利施設ストックマネジメント事業 (芝地幹線)
かんがい排水 農道整備	排水路 1,080m 農作業道 50m	高洲・青島 西益津・岡部	7	6	H25～H29 農業基盤整備促進事業 (藤枝市 2期・3期)
河川改良	魚道工 1ヶ所	瀬戸谷	3	7	H26～H27 地域用水環境整備事業 (滝沢)
かんがい排水	水管理システム 1式	大洲・高洲・青島	1663 (554)	8	H26～H28 県営基幹水利施設ストックマネジメント事業 (栃山川上流)
農道整備	農道補修 1式	葉梨・瀬戸谷	58	9	H26～H28 県営・一般農道整備事業 (中里・西方)
かんがい排水	頭首工 1ヶ所	青島	450	10	H28～H31 県営かんがい排水事業 (青木)

河川改良	堤体工 3ヶ所	葉梨	30	11	H30～H32 県営農業用河川工作物応急対策整備事業 (葉梨)
区画整理 農道整備	区画整理 10ha 農道 4,000m	瀬戸谷	50	12	H29～H33 県営中山間地域総合整備事業 (瀬戸谷)

付図 2 号 農業生産基盤整備開発計画図 (別添)

3. 森林の整備とその他林業の振興との関連

本市の森林では、急峻で複雑な地形のため、整備費がかさむ等の理由から林道整備が遅れている。林業振興を進めていくため、造林及び適正な保育管理の推進はもとより、林道網の整備充実による生産・販売コストの低減を図ることが不可欠であることから、自然環境に十分配慮し、農道や林道の新規開設、改良を進めていく。

引き続き治山事業を計画的に進め、山地災害の防止、森林の公益的機能の維持増進を図る。

4. 他事業との関連

都市計画事業や河川事業、下水道事業等については関係機関・団体等と十分に協議し、「藤枝市総合計画」等との整合性を図りつつ、効率的で効果的な農業生産基盤整備事業の推進に努める。

第3 農用地等の保全計画

1. 農用地等の保全の方向

本市の平坦地域の農地は概ね圃場整備を完了しているが、中山間地域の農地は急傾斜であり、面的な基盤整備が困難なことから生産性が低く、農業経営上極めて不利な条件となっている。

あわせて、近年の農業従事者の高齢化や後継者不足等を背景に、生産性の低い農地を中心として遊休農地が増加傾向にある。安全な食料の安定的な供給に加え、国土の保全、環境の保全、農用地の持つ水資源の涵養や保全、美しい農村の景観創出等など農地の多面的機能を発揮していくには、無秩序な土地利用や遊休農地等によるかい廃を防ぎ、営農に適した良好な状態で農用地等を保全していくことが重要である。

このため、農業生産基盤の整備計画に基づき、農道の整備や用排水路施設等の整備・改修を進め、農作業の効率化と生産性の向上を図っていく。また担い手への農地利用集積を促進するとともに、「日本型直接支払制度」を活用した集落全体で行う農地の保全・管理の取組みを進めるなど、担い手、小規模農業者および農地所有者等が連携・補完しあう体制づくりを進める。

増加が懸念される遊休農地については、これまでの担い手確保・育成対策に加えて、企業による新たな農業参入を促進するなど多様な担い手を確保していくことが重要であり、農業委員会を中心に解消に向けた指導を進める。また、地域の人と農地の問題について話し合いを進めるとともに、農地中間管理機構を活用して、担い手への農地の利用集積を推進し、地域農業維持・発展につなげていく。

2. 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 ha		
多面的機能支払交付金	農地や水を守る地域ぐるみの共同活動支援	本郷	36.4	1	H24～H29
多面的機能支払交付金	農地や水を守る地域ぐるみの共同活動支援	西方 北方	38.0	2	H24～H29
多面的機能支払交付金	農地や水を守る地域ぐるみの共同活動支援	高柳 兵太夫	11.4	3	H26～H29
多面的機能支払交付金	農地や水を守る地域ぐるみの共同活動支援	助宗	10.0	4	H24～H29
多面的機能支払交付金	農地や水を守る地域ぐるみの共同活動支援	殿	21.2	5	H24～H29
多面的機能支払交付金	農地や水を守る地域ぐるみの共同活動支援	玉取	32.8	6	H24～H29
多面的機能支払交付金	農地や水を守る地域ぐるみの共同活動支援	内谷	6.9	7	H25～H29

付図3号 農用地等保全整備計画図 (別添)

事業の種類	事業の概要	受益範囲		備考		対図 番号
		受益地区	受益面積 (㎡)	協定期間	参加 者数	
中山間地域等 直接支払制度	適正な農業生産活動 と集落協定に基づい た農用地の維持管理	本郷	22,755	H22～H26	7	1
〃	〃	本郷	26,394	H22～H26	5	2
〃	〃	瀬戸ノ谷	34,527	H22～H26	10	3
〃	〃	瀬戸ノ谷	55,342	H22～H26	10	4
〃	〃	瀬戸ノ谷	27,717	H22～H26	7	5
〃	〃	瀬戸ノ谷	26,437	H22～H26	10	6
〃	〃	瀬戸ノ谷	35,354	H22～H26	9	7
〃	〃	瀬戸ノ谷	92,520	H22～H26	21	8
〃	〃	瀬戸ノ谷	31,763	H22～H26	8	9
〃	〃	瀬戸ノ谷	18,709	H22～H26	15	10
〃	〃	瀬戸ノ谷	35,639	H22～H26	11	11
〃	〃	瀬戸ノ谷	26,697	H22～H26	8	12
〃	〃	瀬戸ノ谷	36,059	H22～H26	5	13
〃	〃	瀬戸ノ谷	11,811	H22～H26	4	14
〃	〃	滝沢	37,441	H22～H26	14	15
〃	〃	滝沢	43,688	H22～H26	11	16
〃	〃	瀬戸ノ谷	68,278	H22～H26	13	17
〃	〃	瀬戸ノ谷・滝沢	34,355	H22～H26	2	18
〃	〃	岡部・内谷・村良	89,827	H22～H26	8	19
〃	〃	岡部	26,755	H22～H26	2	20
〃	〃	岡部・桂島	26,704	H22～H26	8	21
〃	〃	岡部・桂島	28,059	H22～H26	8	22
〃	〃	岡部・桂島	56,581	H22～H26	10	23
〃	〃	岡部・桂島	28,865	H22～H26	16	24
〃	〃	内谷・岡部 三輪・桂島	111,612	H22～H26	31	25
〃	〃	三輪	72,344	H22～H26	9	26
〃	〃	子持坂 岡部・村良	61,366	H22～H26	21	27
〃	〃	桂島	53,406	H22～H26	6	28
〃	〃	桂島・入野・村良	28,523	H22～H26	5	29
〃	〃	玉取・桂島 村良・岡部	61,169	H22～H26	7	30
〃	〃	玉取・殿	46,199	H22～H26	6	31
〃	〃	宮島・桂島 玉取	129,980	H22～H26	28	32
〃	〃	殿・新舟・玉取	28,406	H22～H26	12	33
〃	〃	新舟	13,581	H22～H26	3	34
〃	〃	桂島・村良 羽佐間・殿	222,839	H22～H26	29	35
〃	〃	宮島・野田沢・村 良・玉取・青羽根	89,093	H22～H26	13	36
〃	〃	青羽根・野田沢・ 入野・村良	114,619	H23～H27	17	37

付図3号 農用地等保全整備計画図 (別添)

3. 農用地等の保全のための活動

(1) 農地の有効利用

耕作放棄地については、国の耕作放棄地再生利用交付金や県・市の協調助成を利用した解消を推進すると同時に、市民農園等での利用を進める。また、農業指導や各種イベントを通して、都市住民と地域住民の交流促進、生産者と消費者の相互理解、食育や健康づくり、自然とのふれあいの場の創出等を図る。

(2) 遊休農地の発生防止

一度耕作をやめ、適正な管理を怠り、原形を失うほどに荒れてしまった農地を、耕作できる状態に戻すためには、大変な手間と労力が必要となる。また、雑草の繁茂による害虫等の温床、粗大ごみや産業廃棄物等の不法投棄による悪臭や汚水の発生源、火災発生の原因等、近隣農業者や周辺住民に大きな迷惑となる可能性もある。

このため、遊休農地の状況などを把握するため、市内全域の農地パトロール（利用状況調査）を実施し、遊休農地の所有者等に対し農地の適正な管理を指導する他、遊休化のおそれがある農地の所有者に対しては、啓発活動を行う。

(3) 中山間地域等直接支払制度等の活用

中山間地域では他の地域に比べ傾斜地が多いなど、農業を続けていく上で不利な条件が多く、耕作されずに放棄される農地が増加している。また、高齢化や地域外への転出増加等により、地域活力の低下が懸念されている。

一方、中山間地域は、河川の上流域に位置し、農地を適切に維持管理することで、洪水の防止や下流域の水源地保全、美しい農村景観の創出等に寄与するなど、大きな役割を担っている。

このため、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するための支援制度である「中山間地域等直接支払制度」等を活用し、適正な農業生産活動と耕作放棄の防止、適切な農用地の保全・管理を行う。

(4) 鳥獣等被害対策の推進

農産物の安定生産を図るため、野生鳥獣による被害の深刻化・広域化に対応し、鳥獣被害の実態把握、駆除や捕獲の実施に努めるとともに、効果的な農作物被害防止対策を推進する。

- 有害鳥獣捕獲許可を受け有害鳥獣を捕獲した方に対する報償金の交付
- 侵入防止柵等の整備
- 遊休農地等の整備による野生鳥獣の棲み処の解消
- 捕獲や追い払いをはじめとした地域ぐるみの被害防止活動
- 捕獲技術を有する都市部等、他地域の人材を活用した被害対策体制強化
- 地域の指導者や被害対策の中核となるコーディネーターの育成や捕獲鳥獣の食肉利用の研究

(5) 多面的機能支払制度の活用

高齢化や人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている農業・農村の多面的機能発

揮に支障が生じることや、水路、農道等の地域資源の維持管理に対する担い手の負担が増大し、担い手の規模拡大が阻害されることが懸念される状況にある。

このため以下に示すような地域の手で農地・農業用水や地域環境を守る取組みに対し、多面的機能支払制度を活用して支援する。

- 農地、水路、農道等の資源の基礎的な保全管理活動
- 生物多様性保全、景観形成などの農村環境の保全のための活動
- 老朽化が進む農地周辺の農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の活動
- 地域の創意工夫に基づく、多面的機能の増進を図る活動

4. 森林の整備その他林業の振興との関連

森林は国土の保全や水資源の涵養、自然環境の保全等の公益的な機能を有しており、農地の崩壊を防止するなど、農地の保全と密接な関連がある。

これらの森林の有する公益的機能を十分に発揮させ、林業経営の基盤となる森林資源の整備を行うため、造林事業や治山事業を計画し、森林や山林の保全及び災害防止に努める。

第4 農業経営の規模拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1. 農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

第5次藤枝市総合計画に示した効率的で生産性の高い農業を推進していくため、経営感覚に優れた意欲のある認定農業者・認定新規就農者等の担い手の育成を推進し、高品質で生産性の高い農業を目指す。

また、食に対する安全・安心や環境負荷軽減に配慮した農産物生産など、消費者の意識に適応した付加価値の高い農産物の生産を推進する。

このような農業振興のための基本的な考えのもと、本市は、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。

具体的な経営の指標は、藤枝市及びその周辺市町に現に成立している優良な経営の事例を考慮して、農業経営の安定と発展を目指し、農業を主業とする農業経営体が、地域における他産業並みの生涯所得に相当する年間農業所得、年間労働時間の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

年間労働時間：1人あたり1,800～2,000時間

年間農業所得：1経営体当たり700万円程度

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
茶(共同)	〈作付面積等〉 茶=330a	〈資本装備〉 ・小型乗用摘採機一式 ・せん枝機、深耕機、中耕機 ・肥料散布機、防霜ファン他 ・動力噴霧器 〈その他〉 ・独自の品種組合せによるブランド化 ・品種の組合せによる摘採期の分散	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情報の活用 ・作業日誌の記帳	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保
茶(てん茶共同)	〈作付面積等〉 茶=150a	〈資本装備〉 ・可搬型摘採機 ・動力噴霧器 整枝・せん枝機 ・被覆資材 150a 分 〈その他〉 ・共同製茶工場組合員 ・町内から買葉を実施 (稼動日数延長による経費削減) ・茶師代金、配当金を収入とする	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・作業日誌の記帳	・工場での製造労力雇用の確保 ・摘採は組合員共同で実施 ・農繁期を除く休日制の導入
茶(自園自製)	〈作付面積等〉 茶=270a	〈資本装備〉 ・製茶機械(60K1.5ライン) ・製茶工場(453㎡) ・可搬型摘採機、せん枝機 ・深耕機、肥料散布機、中耕機 ・防霜ファン他 動力噴霧器 〈その他〉 ・茶商と連携した製品の製造 ・品種の組合せによる摘採期の分散、加工法の開発	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情報の活用 ・作業日誌の記帳	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保
茶(自園自製自販)	〈作付面積等〉 茶=220a	〈資本装備〉 ・製茶機械(60K1ライン) ・製茶工場(453㎡) ・可搬型摘採機、せん枝機 ・深耕機、肥料散布機、中耕機 ・防霜ファン 動力噴霧器 〈その他〉 ・独自の品種組合せによるブランド化 ・加工、仕上げ方法の改善による高品質茶づくり	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情報の活用 ・作業日誌の記帳	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保
茶(自園自製) + 買葉	〈作付面積等〉 茶=200a 買葉=350a 〈経営面積〉 550a	〈資本装備〉 ・製茶機械(60K1.5ライン) ・製茶工場(453㎡) ・可搬型摘採機、せん枝機 ・深耕機、肥料散布機、中耕機 ・防霜ファン他 動力噴霧器 〈その他〉 ・生葉生産農家との連携 ・茶商と連携した製品の製造 ・品種の組合せによる摘採期の分散、加工法の開発	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・ほ場管理システムの確立	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保
茶(共同) + レタス + 水稻	〈作付面積等〉 茶=150a レタス=80a 水稻=40a 〈経営面積〉	〈資本装備〉 ・可搬型摘採機、せん枝機 ・深耕機、肥料散布機、中耕機 ・防霜ファン ・トラクター(20ps) ・マルチャー、動力噴霧器	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情報の活用 ・作業日誌の記帳	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保

	230a	<ul style="list-style-type: none"> ・レタス自動包装機(400個/時)他<その他> ・水稲の早期栽培 	<ul style="list-style-type: none"> ・作目の適正組合せの確立 	
茶(被覆茶) + レタス + 水稲	〈作付面積等〉 茶=100a レタス=120a 水稲=170a 〈経営面積〉 390a	〈資本装備〉 <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型摘採機 動力噴霧器 ・動力噴霧器 マルチャー(6ps) ・トラクター(12ps) ・コンバイン(2条) ・循環型乾燥機(24石)育苗ハウス ・レタス梱包機(400個/時) 〈その他〉 <ul style="list-style-type: none"> ・レタスは臨時雇用を導入 ・茶は共同製茶工場参加 ・水稲は3名による共同(500a) 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・作業日誌の記帳 ・作目の適正組合せの確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・農繁期の臨時雇用者の確保 ・農繁期を除く休日制の導入
茶(共同) + イチゴ	〈作付面積等〉 茶=150a イチゴ=20a 〈経営面積〉 170a	〈資本装備〉 <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型摘採機、せん枝機 ・深耕機、肥料散布機、中耕機 ・防霜ファン 動力噴霧器 ・ビニールハウス2,000㎡ ・作業舎、予冷库他 〈その他〉 <ul style="list-style-type: none"> ・イチゴはポット育苗 ・大果性品種及び摘果による大果生産 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・作目の適正組合せの確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保
茶(共同) + 露地みかん	〈作付面積等〉 茶=150a 青島温州=100a 〈経営面積〉 250a	〈資本装備〉 <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型摘採機、せん枝機 ・深耕機、肥料散布機、中耕機 ・防霜ファン、貯蔵庫52㎡ ・小型他目的管理機他 動力噴霧器 〈その他〉 <ul style="list-style-type: none"> ・園内道整備 ・共選共販等による産地ブランドの徹底 ・光センサー選果機に対応した高品質果生産 ・マルチ栽培の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・作目の適正組合せの確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保
茶 + 露地みかん + タケノコ	〈作付面積等〉 茶=100a 青島温州=100a タケノコ=50a 〈経営面積〉 250a	〈資本装備〉 <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型摘採機、動力噴霧器 ・動力噴霧器 整枝・せん枝機 ・薬剤用貯水槽 モノレール ・薬剤用調合槽 冷蔵庫 〈その他〉 <ul style="list-style-type: none"> ・茶は共同製茶工場参加 ・各作目の規模拡大が必要 ・マルチ栽培の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・作目の適正組合せの確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・工場での製造労力雇用者の確保 ・摘採は共同作業 ・休日制の導入
茶(共同) + 原木シイタケ	〈作付面積等〉 茶=200a シイタケ=7,000本 〈経営面積〉 220a	〈資本装備〉 <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型摘採機、せん枝機 ・深耕機、肥料散布機、中耕機 ・防霜ファン 動力噴霧器 ・ビニールハウス ・電動クレーン他 〈その他〉 <ul style="list-style-type: none"> ・シイタケ4.9万パック 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・作目の適正組合せの確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保
茶(共同) + 菌床シイタケ	〈作付面積等〉 玉露茶=20a かぶせ茶=100a 菌床シイタケ	〈資本装備〉 <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型摘採機 ・動力噴霧器 整枝・せん枝機 ・棚施設20a 被覆資材100a分 ・パイプハウス(330㎡) 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・作業日誌の記帳 ・作目の適正組合せ 	<ul style="list-style-type: none"> ・摘採雇用の確保 ・休日制の導入

	=25,000 玉	<p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・玉露は適正管理ができる面積 ・かぶせ茶園の確保 ・数名による製茶機械共有 ・菌床発生量 3.5 パック/玉 ・菌床は地域生産者から購入 	の確立	
茶（共同） ＋ 水稲 ＋ 水稲作業受託	<p>〈作付面積〉</p> <p>茶＝100a 水稲＝300a 作業受託＝700a</p> <p>〈経営面積〉 1,100a</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型摘採機、せん枝機 ・深耕機、肥料散布機、中耕機 ・防霜ファン 動力噴霧器 ・トラクター（24ps） ・田植機（4条） ・コンバイン（3条） ・乾燥機（24石×2台）他 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品種組合せによる摘採期の分散及び作期分散 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・作目の適正組合せの確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保
露地みかん ＋ ハウスミカン	<p>〈作付面積等〉</p> <p>露地みかん＝100a ハウスミカン＝30a</p> <p>〈経営面積〉 130a</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビニールハウス施設1式（3,000㎡） ・小型他目的管理機 ・運搬機 動力噴霧器 ・貯蔵庫（40㎡） <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハウスの作型分散（加温時期3タイプ） ・温度、水管理の自動化 ・園内道の整備 ・共選共販等による産地ブランドの徹底 ・光センサー選果機に対応した高品質果生産 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・ほ場管理システムの確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保
露地みかん	<p>〈作付面積等〉</p> <p>青島温州＝200a</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬剤用貯水槽 モノレール ・薬剤用調合槽 動力噴霧器 ・薬剤用配管施設、貯蔵庫 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園内道等生産基盤の整備 ・優良農地の確保に向けた組織化 ・共選共販等による産地ブランドの徹底 ・光センサー選果機に対応した高品質果生産 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・ほ場管理システムの確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・農繁期の臨時雇用者の確保 ・農繁期を除く休日制の導入
バラ	<p>〈作付面積等〉</p> <p>バラ＝30a</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硬質プラスチックハウス（3,000㎡） ・養液栽培システム一式 ・複合環境制御装置一式 ・暖房機 ・無人防除施設 ・冷蔵庫他 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周年切り栽培（9～6月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・ブランド化の推進 ・市況情報の活用 ・流通管理システムの確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・収穫時期を中心とした雇用の確保
キク	<p>〈作付面積等〉</p> <p>キク＝135a （45a×平均作付3）</p> <p>〈経営面積〉 45a</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硬質プラスチックハウス（4,500㎡） ・暖房機、無人防除施設 ・蒸気消毒機 ・複合環境制御装置一式 ・定植機、選花機 ・冷蔵庫他 <p>〈その他〉</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・ブランド化の推進 ・市況情報の活用 ・流通管理システムの確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・収穫時期を中心とした雇用の確保

		<ul style="list-style-type: none"> ・育苗部門の分離（全量発根苗購入） ・周年出荷体系 		
トマト	〈作付面積等〉 トマト＝35a	〈資本装備〉 <ul style="list-style-type: none"> ・ビニールハウス（3,500㎡） ・養液栽培システム一式 ・内部被覆装置、温風暖房機 〈その他〉 ・養液栽培による長段取り ・交配用ハチの利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・計画的生産出荷 ・作目の適正組合せの確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・収穫調整を中心とした雇用の確保
ミツバ	〈作付面積等〉 ミツバ＝285a (30a×9.5作) 〈経営面積〉 30a	〈資本装備〉 <ul style="list-style-type: none"> ・鉄骨ビニールハウス等（3,000㎡） ・複合環境制御装置一式 ・高床固定式養液栽培プラント ・下葉取り機、包装機 ・暖房機 ・炭酸ガス発生装置他 〈その他〉 ・雇用導入、調整作業50%外注を前提とした企業的な個別経営 ・遮光、遮熱、保加温、炭酸ガス使用による生育促進（9.5作/年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・計画的生産出荷 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・収穫調整に年間雇用の確保
トマト ＋ 水稲 ＋ 水稲作業受託	〈作付面積等〉 トマト＝20a 水稲＝200a 作業受託＝700a 〈経営面積〉 920a	〈資本装備〉 <ul style="list-style-type: none"> ・ビニールハウス等（3,000㎡） ・養液栽培システム一式 ・複合環境制御装置一式 ・内部被覆装置、温風暖房機 ・トラクター（24ps） ・田植機 動力噴霧器 ・コンバイン他 〈その他〉 ・養液栽培による長段取り ・交配用ハチの利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・収穫調整に年間雇用の確保
水稲 ＋ 麦 ＋ 水稲作業受託	〈作付面積等〉 水稲＝10ha 麦＝7ha 作業受託＝30ha 〈経営面積〉 47ha	〈資本装備〉 <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター（55ps）、ロータリー（1.8m） ・高速側条施肥田植機（6条） ・グレンタンク自脱コンバイン（5条） ・循環型乾燥機（24石×4台） ・乗用防除機 動力噴霧器 ・作業場、乾燥調整施設 ・ドリルシーダー（30ps）他 〈その他〉 ・水稲-小麦の2年1巡ブロックローテーション ・品種の組合せによる作期分散 ・早期コシヒカリ栽培 ・基肥一発肥料の使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・ほ場管理システムの確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉牛 (乳雄肥育)	〈作付面積等〉 乳雄肥育牛＝ 常時200頭	〈資本装備〉 <ul style="list-style-type: none"> ・畜舎1,500㎡ ・自動給餌装置 ・堆肥舎 飼育庫 ・シャベルローダー ・ダンプカー他 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・作業日誌の記帳 ・飼育管理システムの確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・ヘルパー活用

		〈その他〉 ・日増体重を 1.1kg 以上		
肉牛 (肉専用種 肥育)	〈作付面積等〉 肉専用種 = 常 時 180 頭	〈資本装備〉 ・畜舎 800 m ² ・堆肥舎 ・飼育庫 ・シャベルローダー ・ダンプカー他 〈その他〉 ・日増体重を 0.7kg 以上	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・作業日誌の記帳 ・飼育管理システム の確立	・休日制の 導入 ・ヘルパー 活用

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
菌床シイタケ	〈作付面積等〉 菌床シイタケ 120,000 玉 菌床販売 30,000 玉 主たる構成員 3 人	〈資本装備〉 ・作業室 培養室 発生室 ・ミキサー コンベアー ・袋詰機自動包装機 ・棚 殺菌釜 ・パイプハウス (1,320 m ²) 〈その他〉 ・3名による農業法人 ・菌床製造からシイタケ栽培、販売までの 協業 ・菌床を地域に販売 ・シイタケはバラ出荷 ・雇用者の管理、指導 ・規模拡大に向けた用地確保 ・シイタケの販路開拓 ・周年栽培技術の導入	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・作業日誌の記帳 ・責任分担の明確化	・年間雇用 者の確保 ・休日制の 導入
茶	〈作付面積等〉 茶 = 1,750a 主たる構成員 10 人	〈資本装備〉 ・小型乗用摘採機一式 ・防霜ファン 動力噴霧器 ・製茶工場 750 m ² ・製茶機械 120K 1.5 ライン ・茶仕上加工施設、冷蔵庫他 〈その他〉 ・独自の品種組合せによるブランド化 ・加工、仕上方法の改善による高品質茶 づくり	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報 の活用 ・作業日誌の記帳 ・ほ場管理システム の確立	・休日制の 導入 ・農繁期の 臨時雇用者 の確保

「H26 年 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」より

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農用地等の効率的・総合的な利用に向け、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合等との連携により農地情報の共有化を図る他、「人・農地プラン」の策定・推進により農外収入を主とする農家や経営の縮小を希望する農家から 認定農業者や地域農業の中心となる担い手への農地の集積を促進し、効率的な農用地の利用に務める。

また、農家の兼業化や高齢化の進展により、作業委託を希望する農家の増加が予想されるため、地域や集落において作業の受委託を調整する体制を整え、作業受委託の積極的な推進に努める他、農作業の共同化に向けた適切な役割分担、法人化のための知識等の習得及び集落内の各農家等の合意等を図っていく。

2. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 地域農業集団、農業生産組織の育成対策

兼業農家の増加、後継者不足等による農業従事者の高齢化が進行する中で、農地の有効利用を促進し、農業を発展させていくために、地域の中心となって生産組織をリードする経営感覚に優れた担い手の育成及び担い手を核とした地域農業集団・農業生産組織づくりを推進する。

ア. 認定農業者の活動支援

担い手組織「市認定農業者協会(ファーム21)」の活動強化を図り、創造性豊かな次代の担い手の確保に努める。あわせて「H26年 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」の農業経営の指標を目指した経営及び技術研修、情報収集・発信等の組織的活動を、行政及び関係機関・団体が一元となって支援し、産地を担う先進的経営体として育成していくとともに、多面的な条件整備を進め、農地の利用集積による規模拡大を促進する。

イ. 水田農業推進協議会

大井川農業協同組合の支店単位に組織する「地区水田農業推進協議会」による、地区ごとの水田農業活性化対策を支援し、地区ごとに特色ある水田利用や耕地利用率の向上を目指す。

ウ. 農協関係組織

大井川農業協同組合の組合員組織は次のとおりである。

茶業協議会・・・茶農協、共同工場、自園自製他

果樹林産協議会・・・柑橘、ハウスミカン、ハウスネーブル、いちじく、キウイフルーツ、梨、梅、筍、みょうが、促成わらび、中晩柑

園芸協議会・・・レタス、トマト、いちご、セルリー、きゅうり、ミニトマト、志太園芸、メロン、枝豆、青梗菜、水耕、紫蘇

花卉協議会・・・菊、トルコギキョウ、バラ、一般花卉

その他・・・生椎茸、自然薯、酪農、肉牛

これらの組織については、関係機関・団体との相互の連携のもとに、生産の担い手組織としての役割を發揮できるよう一層の充実を図っていく。

(2) 農用地の流動化及び集積対策

本市においては、認定農業者・認定新規就農者等への農地の利用集積が進んできているが、経営の農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、今後はさらに農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。

今後は農地中間管理事業や農地利用集積円滑化事業を積極的に活用し農地の流動化を図り、担い手への利用集積を推進して、地域農業の維持・発展につなげていく。

(3) 農作業の受委託の促進対策

効率的な農業機械の普及や兼業農家の増加、農業従事者の高齢化の進行に伴い、近年、水稻を中心に農作業の受委託が増加している。集落や農家にある労働力や機械を有効に使用していくことは、生産コストを下げる意味からも重要な取り組みになっている。農地の集積にあたっては、地域及び作業ごとの実情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権設定等への移行を進めていく。

今後、農業従事者のさらなる高齢化に伴い、受委託化の傾向は進むと見込まれるため、農作業の委託希望情報を集積し、認定農業者や営農機械化集団、集落営農組織等の担い手と連携し、調整を図りながら円滑な農作業の受委託を推進するとともに、機械利用組合の計画的な整備を図りつつ、効率的に受委託の拡大が図られるように努める。

(4) 地力の維持増進対策

農業生産力の向上と農業経営の安定を図るうえで極めて重要な地力の増進を図るため、土壌改良等を推進する。また、耕種農家と畜産農家の連携により良質堆肥の安定供給を推進し、有機物の投入による土づくりを進め、化学肥料・農薬の適正な使用による環境負荷の軽減に配慮した持続可能な環境保全型農業への取り組みを推進する。

(5) 市民農園及び観光農業による振興対策

食の安全性に対する消費者意識は高まっており、新鮮で安全な農産物に対する需要は増えていることから、朝市や地場産品販売所、地域の農産物加工施設の充実・活用を図り、農産物や加工品の地域内流通を活発化させ、地産地消システムづくりを促進する。

また、自然志向や食の安全性への関心の高まりもあり、都市住民が余暇活動として作物栽培等を行う市民農園及び観光農業の需要が今後も増えると見込まれる。よって、既存の市民農園等施設の充実を図るとともに、新規施設を開設することで、遊休農地の有効活用、地産地消の推進、都市部と農村との地域間交流につなげる。

特に、新東名高速道路藤枝岡部インターチェンジ周辺の「内陸フロンティア推進区域」においては、交通の利便性や豊富な農産物等の地域特性を活かし「食と農」をキーワードに、地産地消レストラン、市民農園、農産物加工施設等の6次産業化施設や広域物流施設等を整備し、地域農業の強化と地域経済の活性化を図る。

さらに、本市の農村には、豊かで美しい自然とともに貴重な歴史・文化遺産が数多く残され、朝比奈玉露のPR施設「玉露の里」や田園空間博物館総合案内所、葉梨西北活性化施設「白ふじの里」等、地域の資源を活かした農業農村体験施設が整備されている。休日には、農村体験、各種イベントへの参加等を目的に多くの都市住民が訪れ、活発な地域間交流により、にぎわいを見せている。

これらの都市交流施設の活用を図るとともに、その周辺において農産物販売所の充実・活用を図り、地域の受け入れ体制づくりを支援していく。あわせて、農産物加工施設の充実・活用を図り、地域特産物の開発や生産・加工技術の習得と向上、生産・販売の拡大を図る。さらに、伝統行事やイベントの開催とタイアップして、地域特産物の研究・開発と積極的なPR・販売を図る。

3. 森林の整備とその他林業の振興との関連

本市の林家のほとんどは農業を主業あるいは副業としており、個別林業経営を行うには経営規模が

小さく、計画的な木材生産が行われにくくなっている。よって、森林組合を中心に協業化や機械化を進め、小規模林家の労力や軽減を図る。同時に、茶や椎茸などの農産物との複合経営を推進し、所得の向上を図る。林業のウエイトが高い林家については、林業中心の経営を目指し計画的に施業を進めていく。

また、現在本市の森林は間伐等の保育が必要な林分が多くなっているが、林業労働者の高齢化や人員減少により、健全な森林保全を図ることが難しくなっており、早急に労働力を確保することが大きな課題となっている。そこで、森林組合を中心に、労働力の調達及び労働安全対策をはじめとする労働条件の改善を進めるとともに、森林組合の強化を図って雇用の拡大、確立に努める。また、林業技術の研修や講習を行い、技術の向上と林業経営に対する意識の高揚を図る。

第5 農業近代化施設の整備計画

1. 農業近代化施設の整備の方向

本市の農業は、茶を中心に水稲、野菜、みかん、たけのこ、施設園芸、畜産等の作目を組み合わせた複合経営が行われている。今後の農業振興を図るため、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、兼業農家等も含めて営農上の利便性、効率性を確保できるように、地域の営農の状況と今後の方向性を踏まえた上で、立地条件、社会・経済的環境を考慮しながら、農業生産基盤整備事業の進展と対応した農業近代化施設の整備を推進していく。

茶については、各地域に拠点となる大型の茶工場が建設されているが、古くからの小規模な茶工場も点在している。近年、茶価の低迷や生産コストの増大、農業従事者の高齢化による組合員の減少が経営を更に厳しいものにしていくことから、地域の実情に沿った茶工場の再編整備を促進し、茶工場の近代化、合理化を図っていく必要がある。また、集団的な生産組織の結束に努め、生産と加工が一体となった茶業経営を推進していく。さらに低コスト・省力生産を図るための先進機械の導入を図り、高品質で生産性の高い農業を目指していく。

水稲については単作農家が多いが個々の水田経営面積は小さく、兼業農家がほとんどである。一方で先進機械の導入は進んでおり、経費が収入を上回る農家が多く見られる。よって今後は、機械の共同化、作業受委託等の推進を図り、省力化及び生産組織の育成に努めるとともに、ライスセンターなどの施設を設置して経営の合理化を図る。

みかんについては、共選場に光センサーや糖酸センサーを導入し、共選場を中心とした産地体制の強化に努めているが、施設が老朽化していることから、更新を検討する。また、高品質みかんを生産するため、果樹経営支援対策事業を活用した園地整備やモノラック、灌水設備の導入・更新を図っていく。

施設園芸については、食生活の多様化により外食や調理済み食品等の需要が増えている中で、新鮮な食材を安定的に供給する重要な役割を果たしている。需要の変化に対応しつつ高品質な野菜を供給する施設の役割は、今後も増大するとみられる。よって、コンピューター制御やヒートポンプ、養液栽培、植物工場等の新技術の導入、あるいは生育環境要因を総合的に制御することの出来る新資材の利用、さらには高品質作物の生産を可能にする技術革新の実用化を図り、生産の省力化、省エネルギー化を推進し、積極的な生産振興を図っていく。

また、イチゴについては産地維持方策による生産施設の団地化、作業の軽減を図るための農産物集出荷調整施設（パッケージセンター）の設置を展開していく。

畜産についてはより細やかな家畜管理を指導し、品質の改善につながる技術体系に誘導する。また、資源循環型農業の推進及び飼料自給率向上を図るため、耕種農家との連携を強化するための施設や機械の整備、導入を図り、自然環境への負荷軽減と資源循環を促進する。

2. 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)			
共同栽培管理施設 (トマト・ミニトマト)	下之郷 本圃ハウス 4棟 育苗ハウス	市内全域	1	10	サンファーマーズ	1	H28年度
共同処理加工施設 (茶)	瀬戸ノ谷 茶工場 製茶機械一式	瀬戸谷	16	8	葉っパイ向島園株	2	H28年度

付図4号 農業近代化施設整備計画図 (別添)

3. 森林の整備とその他林業の振興との関連

本市の林業や森林のためには、間伐を積極的に推進し、適正な保育管理を行う必要があるため、森林組合を中心として協業で間伐を実施する。

また、林家の所得向上を図るため、木材や竹材、特用林産物を加工処理する機械や施設、製品を販売する施設の活用・充実を図る。特に、特産品である椎茸についてはコスト削減による生産性向上と生産の増加、品質向上のため、組織運営体制の強化を図る。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1. 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

高齢化、兼業化の進行に伴う農業の担い手の減少、遊休農地の増加等に対処するため、農業経営基盤促進基本構想に基づく認定農業者の農業改善計画の達成を支援する事業を積極的に導入し、農業経営改善支援センターを通じた認定農業者などに対する相談、経営改善の支援を図り、経営感覚に優れた認定農業者を育成する。また、各種団体が連携し、新規就農者を確保・育成できる環境づくりと重要な担い手である女性の育成と活躍することのできる場の拡大を図っていく。

その他、東名高速道路藤枝岡部インターチェンジ周辺の内陸フロンティア推進区域においては、地域資源である豊富な農産物や広域交通網等の地域特性を活かした食関連産業、地産地消レストランや農産物販売所・観光農園などの集客施設が集積される。若者達が農業への理解や関心を持つことができる農業体験の機会・場とし、農業後継者や村づくりのための人材の育成を推進するとともに、併せて整備される農業者の育成など地域農業の振興に資する中規模以上の農園を活用し、新規就農につなげていく。

また、静岡大学藤枝フィールドでは、企業や生産者との連携によるブランド化や、同大学院では農業ビジネス企業人育成コースが設立され、企業による農業ビジネスの増加、地域農業の活性化につながる事業が展開されており、既に、カシスプロジェクトなど事業展開されていることから、今後も新規就農者の育成に向け連携して取り組んでいく。

2. 農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考
未定					

3. 農業を担うべき者のための支援の活動

本市の農業を将来にわたり発展させていくためには、新規就農者の確保と育成が重要である。よって、若者が進んで就農できる農業・農村の環境づくりを関係機関・団体と連携し推進するとともに、農家子弟の就農を促進するだけでなく、市内外から意欲のある多様な新規就農者を確保、育成する。

認定農業者については望ましい農業経営者の中心に位置付け、農業経営改善センターを通じ、相談・経営改善の支援を図り、農用地の利用集積を図るなど育成施策を実施していく。

また、「藤枝市認定農業者協会(ファーム 21)」の育成と活動強化を図り、経営・技術感覚に優れ、創造性豊かな次世代の担い手の確保に努める。

「藤枝市認定農業者協会(ファーム 21)」においては、講演会の開催、先進地視察研修の実施、個人・グループ研修に対する助成利子補給事業（農業制度資金を借り入れた会員に対する利子補給）、会員への各種情報提供等、所属する数多くの認定農業者等に対し、望ましい農業経営の達成が図られるよう活動を支援するとともに、会員同士相互の研鑽・交流及び研修活動を通じて、自ら経営改善に取り組むやる気と能力のある農業者を育成していく。

さらに、子どもたちが「食及び農業」に対する理解・関心を深めるための食育・食農教育の推進や、特に農業への関心の高い団塊世代の企業退職者が、気軽に農業に触れることができる市民農園や体験農園の設置、既存施設の周知を図り、市民全体の農業への理解・関心が高まるように努める。

4. 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1. 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市の農業経営形態は、ほとんどが兼業農家で占められている。また、農家の労働力が第2次産業、第3次産業へ移行する傾向にあり、農業従事者の高齢化や後継者不足が深刻な問題となっている。このような中で農業従事者の安定的な就業の促進を図ることは、専業農家の担い手のみでは受けきれない農地の保全を含め、地域農業の持続的な発展を支える重要な要素のひとつである。

このため、既存企業の強化を進めるとともに、新東名高速道路藤枝岡部 IC や東名高速道スマートインターチェンジ（予定）、富士山静岡空港など高度交通体系の要衝となる地の利を活かし、企業立地支援制度の活用などにより積極的に企業誘致を進めるとともに、企業の農業参入を支援し農・商・工連携による新たな事業の創出や育成に努め、市全体の雇用機会を拡大を図る等、将来を担う若年層を含めた地域住民が定住しうる環境・条件を整備することで、農業従事者の安定的な就業機会の確保を図る。

また、豊かな自然を生かしたグリーン・ツーリズムやデュアルライフ、観光農業に取り組み、新たな農業へのニーズに対応した幅広い農業経営を展開することにより、農業従事者の安定的な就業を推進する。

単位：戸

区分	第1種兼業農家	第2種兼業農家	合計
恒常的勤務	111	599	710
自営兼業	1	9	10
出稼ぎ	0	0	0
日雇・臨雇用	3	6	9
総計	115	614	729

(注) 1. 目標：平成32年度

2. 資料：平成22年農林業センサスに基づく推計値

2. 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業従事者の安定的な就業を図るため、職業安定所(藤枝パートサテライト)による職業の斡旋の他、藤枝市勤労者福祉センター(サンライフ藤枝)による就業相談活動や障害者雇用など、各種就業斡旋機関の活用を図り、臨時や短期など農業従事者の就労ニーズに応える職業の斡旋や就業相談、就業指導を定期的実施していく。また、関係機関との連携を密にし、常に新しい情報の提供、説明ができるような体制づくりを図っていく。

また、農作物を生産する一次産業だけでなく、地域活性化施設等を活用した加工(二次産業)や販売、農家レストランの経営(三次産業)等に総合的に取り組む農業の六次産業化を推進する他、食品加工業者等との連携により地域農産物の消費を促し、雇用の創出等につなげる。

3. 農業従事者就業促進施設

該当なし

4. 森林の整備その他林業の振興に係る事業との関連

本市の林家の多くは、農業を主業あるいは副業にしている農家林家であって、個別林業経営を行うには経営規模が零細であり林業に対する関心が低い。山間地域では生産施設や就労の場の不足等から住民の都市への流出をまねいており、過疎化が進んでいる。よって、今後は「森林組合おおいがわ」を中心に森林所有者の就労の機会を増やすための施設整備、就業の斡旋、指導を推進していく。

「森林組合おおいがわ」においては、経営改善や林業労働者の雇用の長期化、安定化、後継者の育成を図るとともに、森林組合の多角的経営に向けて間伐や造林、竹林対策等の一定規模の事業を毎年実施していく。

第8 生活環境施設の整備計画

1. 生活環境施設の整備の目標

本市の土地利用形態は、昭和40年代半ば以降急激に宅地化が進み、農村型から都市的利用へと移行してきた。また、宅地化の進行とともに各種企業の進出も目覚ましく、多くの事業所が開設され、農業者の兼業化が顕著になるとともに、農村地域での混住化が進み、集落機能及び生活意識に変化や多様化が生じてきた。こうした中で農家と非農家の新しいつながりをつくるため、集落排水施設、コミュニティ施設等の整備を推進し、地域住民の連携意識を高め、積極的に集落づくりに参加できるような体制を整えていく。

また、本市は市域の大部分を標高200～500mの山地が占め、集落は分散して位置している。このため、基礎的な生活環境施設の整備の推進に不利な状況となっている。農村地域の住民にとって安全で快適な生活空間を築くために、集落道などの生活環境施設の整備・充実を図る。

(1) 安全性

治山、砂防、がけ地対策事業の推進により土砂災害を防止するとともに、朝比奈川をはじめとする河川改修の促進により水害を防止する。また、防火水槽や消火栓など防災施設の充実、ライフラインの安全性向上、避難生活の場となる公共施設等の充実等、防災対策を充実する。

交通事故を未然に防ぎ、安全な交通環境をつくるため、カーブミラーや道路照明等の交通安全施設の整備を推進する。

平和で安全な地域環境を維持するため、防犯体制の確立や防犯意識の高揚を図るとともに、防犯灯の設置等を推進する。

(2) 保健性

水の安定供給を図るため、水圧低下改善のため新設配水場の整備など水道施設の新設・改良を推進する。また、地域の衛生と河川の清流を維持するため、し尿処理や生活排水の処理施設の整備を推進する。

(3) 利便性

新東名高速道路藤枝岡部ICや東名高速道路スマートIC開設等による交流機会・人口及び交通量の増加等による影響を踏まえ、近隣市町と連携しながら、幹線道路である都市計画道路や県道の整備・改良を推進する。

農村地域においては、自動車や人の通行、救急活動の空間確保に配慮した生活道路と、地域間をつなぐ集落道路の整備を推進する。

(4) 快適性

地域の憩いの場、運動・レクリエーションの場、コミュニケーションの場として農村公園や農村広場の整備を推進する。

地域住民や農村を訪れる都市住民が自然や農村の中にやすらぎや美しさを感じることのできる環

境とするため、緑や水に親しむことのできる施設や散策路等の整備を推進する。

2. 生活環境施設整備計画

事業名	事業の概要	受益範囲		対図 番号	備考
		受益範囲	受益面積 (ha)		
県営地域用水環境整備事業 (大井川Ⅰ期)	親水施設 一式	大洲	768 (200)	1	H24～H28 407,000 千円 (116,000 千円)

付図 6 号 生活環境施設整備計画図 (別添)

3. 森林の整備とその他林業の振興との関連

山間地域の道路は、主要幹線を含め未整備で幅員の狭い箇所が多く、落石の危険もあり、不十分な整備状況にある。このことは集落の分散という地理的条件と併せて、通学、通院、集落会議などに多大な不便を生じさせている。また、急峻な地形から地すべり・崖崩・土砂流失等の災害の発生も多く、民家や道路・河川へ被害をもたらしている。

よって、農林業を担う住民の流出を防ぎ、安全で安心して住める環境を確保して、定住化と健全な村づくりによる農林業の振興を図るため、砂防事業及び治山事業を計画的に実施し、生活道路等の拡幅、改良と併せて計画的に整備を進め、生活環境の整備を実施する。

4. その他の施設の整備に係る事業との関連

「藤枝市総合計画」及び各分野別計画等に位置づけられた各種事業との連携・調整を図りながら、効果的な事業の推進を図る。

第9 付図

別 添

1. 土地利用計画図
2. 農業生産基盤整備開発計画図
3. 農用地等保全整備計画図
4. 農業近代化施設整備計画図
5. 農業就業育成・確保施設整備計画図 (該当なし)
6. 生活環境施設整備計画図